

副業の税金について

～300万円以下の副業収入は原則損益通算不可～

22-010号

通巻:0237

近年、働き方の多様化に伴い副業をされる方も多くなってきております。

一概に副業と言っても他社でアルバイトとして働く場合、ウーバーイーツなどの個人事業主などとして働く場合、またYouTuberとして動画配信する場合など多種多様です。

今回は2022年度の確定申告から適用される所得税で、この副業について国税庁の見解の改正がありました。具体的には「2022年度以降の所得税については、300万円以下の副業収入の場合、事業所得ではなく雑所得として取り扱う」というものです。注)収入とは売上のことです。

①制度背景

今まで給与所得者による「副業による赤字節税」というスキームが横行しておりました。

副業による収入に対して多額の経費を計上し、事業所得として申告することで、給与所得と相殺して減額するというものです。そこで他の所得と相殺できない雑所得に区分することにしました。

国税庁は事業所得と雑所得の区別について一定の目安を提示することになりました。それが副業収入で300万円を超えるかどうかです。つまり300万円以下の収入の場合は雑所得として区分されることになります。

②改正による影響(事業所得から雑所得)

1・青色申告控除の不適用

青色申告控除の65万円(一定の場合は10万円)の所得控除が使えなくなります。

2・専従者給与の不適用

青色専従者給与が利用できなくなります。

3・30万円未満の少額減価償却資産の特例の不適用

事業所得の青色申告では30万円未満の一括費用計上(年300万円まで)が可能ですが、雑所得では減価償却資産となります。

4・損益通算の不適用

給与所得と事業所得がある場合で事業所得が赤字の場合は給与所得の所得と相殺できていました。

しかし、雑所得だと赤字金額を他の所得と相殺することが出来ません。

5・3年間の繰越損失の不適用

事業所得で青色申告が適用されていれば、損益通算後に赤字が残れば3年間の持ち越しが可能でした。

しかし、雑所得ではこの制度が使えません。

6・家事按分に制限がかかってしまう

雑所得では業務に対する物が50%以上でなければ家事按分できず費用計上が出来ません

③税金への実質的な影響額

従前の方法と改正後の方法での実質的な納税金額の違いをパターン別で見していきます。
前提条件として扶養控除などはなく、基礎控除のみを考慮しています。

- パターン1(給与が800万円で副業の所得が△100万円、売上は300万円以下の場合)

改正前

所得が損益通算できるので「給与所得610万円△100万円=510万円」が所得となります。
所得税と住民税を合わせた金額は約97万円となります。

改正後

所得が損益通算できないので給与所得である610万円が所得となります。
所得税と住民税を合わせた金額は約128万円となり、**約31万円の増額**となります。

- パターン2(給与1,000万円で副業所得が100万円、売上は300万円以下の場合)

改正前

青色申告控除が使えるので「給与所得805万円+35万円=840万円」が所得となります。
所得税と住民税を合わせた金額は約201万円となります。

改正後

青色申告控除が使えないので「給与所得805万円+100万円=905万円」が所得となります。
所得税と住民税を合わせた金額は約222万円となり、**約21万円の増額**となります。

④対策

10月7日に社会通念上事業と称する程度で、帳簿書類を適正に作成し、保存していれば副業収入を300万円以下でも事業所得として認めると発表しました。

社会通念上事業と称することの具体例は提示していませんが、売上がそこまで大きくないのに多額の経費が生じている場合には、雑所得としてし取り扱われます。

⑤今後の懸念

今回の改正をそのまま適用すると新規事業者の初期投資の全額を経費計上することが非常に厳しくなります。また、2023年10月から開始されるインボイスも併せると新たに独立して事業をしていくことがかなり困難になってしまいます。

国税の「社会通念上事業と称する程度」がかなり不明確な内容ですが、毎年継続して事業を行っていることなどの実態要件が事業所得となるか雑所得になるのかの一つのポイントだと個人的には考えています。このままの内容で実際の申告が始まると、様々な混乱が予想されます。

～コメント～

今回の内容については法律の変更ではなく、所得税基本通達という税務署としての内部規定の変更となります。ですのでまだ内容が変更される可能性はありますが、副業による赤字を使った節税のようなグレーな手法が封鎖されることは間違いないと思います。

吉川 未来